中東遠看護専門学校組合運営委員会条例

平成3年8月31日 条例第19号 改正 平成16年3月4日 条例第1号 平成16年10月22日 条例第3号

平成25年3月6日 条例第2号

(目的)

第1条 中東遠看護専門学校運営委員会(以下「委員会」という。)は、中東遠看護専門学校組合の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

- 第3条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1人
 - (2)副会長 2人
- 第4条 前条の役員は、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (顧問及び参与)
- 第5条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 2 会議は、会長が議長となる。

(幹事会)

- 第7条 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成員は、委員会で定める。
- 3 幹事会は、委員会で協議すべき事項について必要な調整を行うほか、会長の委嘱により軽微な事項を協議する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中東遠看護専門学校組合事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月4日条例第1号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年10月22日条例第3号) この条例は、平成17年1月17日から施行する。 附 則 (平成25年3月6日条例第2号) この条例は、平成25年5月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

中東遠看護専門学校組合運営委員会委員

磐田市長 磐田市立総合病院長

掛川市長

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター院長 袋井市長

御前崎市長 市立御前崎総合病院長

菊川市長 菊川市立総合病院長

森 町 長 公 立 森 町 病 院 長